# 海外販売のマーケティング・保守サービス契約規定

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下甲と言う）とトリプルエーマシン株式会社（以下乙と言う）との間で行われるマーケティング・保守サービスに関し、以下の通り規定する。

第１条（マーケティング・保守サービス）

１．マーケティング・保守サービスとは

甲から乙に提言された海外販売に関する要請事項に対し､乙の経験･知識および人脈(所属契約社員、契約企業）を活用して、迅速且つ経済的に有効なマーケティング・保守サービスを提供する。

２．マーケティング・保守サービスの内容

１）情報提供；

乙は､甲からの依頼を受けて､乙の有する情報ルートや関連する外部機関を活用して､情報収集・調査・分析し、マーケティング・保守活動を通じ、甲に適切な情報提供を行う。また、甲は、乙の求めに応じ必要な技術情報・販売情報を適宜乙に提供する。

２）海外販売のためのマーケティング・保守活動；

甲が製造もしくは販売する省エネ機器・粉体機器・ナノテク機器の海外販売において、乙は甲のエージェントとして活動する。具体的には、メールニュース・ホームページなどを活用し、海外引合顧客とのコミュニケーションを図り､海外販売のマーケティング＆コンサルティングを甲のエージェントとして行い、海外展示会参加支援、雑誌広告・文献出稿支援、海外への部品直接販売、メンテナンス・保守などを行う。

３）海外販売に対する助言と業務；

乙は、省エネ機器・粉体機器の海外販売に於ける豊富な経験を駆使し、乙のホームページ等の手段を通じ情報を収集し、具体的に甲に助言を行う。また、必要に応じて機械・部品販売代理、メンテナンス・保守代理、輸出代行、展示会代行、広告代行、翻訳代行等必要な業務を甲と価格等協議の上実行する。

甲の各種資料（広告、カタログ、ホームページ、取扱説明書、PL 保険書類等）に基づき問題点の摘出、同業他社・特にアメリカの機器メーカーと比較した場合、甲に改善すべき点があれば、対応策について具体的な助言を行う。

４）社内外教育、外部講演、コンサルティングなど；

乙もしくは乙の契約企業が有する各種の経験・人的資源を駆使し､新入社員教育から学会での講演レベルまで、受講者のレベルに合わせた教育・訓練を行う。

（アメリカ・カナダなどの海外駐在者、現地雇用者、海外講演経験者を社員・契約社員・契約企業社員として確保しておりますので、必要に応じて、英語やバイリンガルによる教育・講演・コンサルティングも可能です。）

３．マーケティング・保守サービスの方法

１）甲の指定する場所に於ける指導、助言、業務を行う。

２）乙の準備した場所に於ける指導、助言、業務を行う。（主に、米国シカゴを中心に）

３）指導、助言、業務の内容・方法については、甲乙両者協議のうえで調整する。

４）指導・助言・業務で現状診断、個別指導、教育訓練などで、複数の乙もしくは乙の契約企業の社員（契約社員）が関与する場合は、乙が文書による事前の提示・説明を行い、甲の同意をえる。

（乙もしくは乙の契約企業には、専門分野の技術を駆使して短期間で、有効な対応するために、第一線で活躍した、経験豊かな契約社員が所属しております。）

４．マーケティング・保守サービスの申し込み

１）マーケティング・保守サービスの申し込み；

甲は、乙の定めた「サービスの分類」に準じて、受益方法を選択する。甲と乙は話し合いのうえで、マーケティング・保守サービス日時、対価（金額)、担当する者の人選を行い、甲は指定用紙（様式１）を用いＦＡＸまたは郵送で申し込み、乙の作成した指定用紙（様式２）で受付が完了する。

２）マーケティング・保守サービスの分類；

ａ）時間単位ごとのサービス

甲が指定した場所で、指定した時間帯、話し合った内容のコンサルティング・保守サービスを行う。最少単位を「１時間」として必要単位数で設定する。特に、社内外教育や講演などに有効である。

ｂ）一日単位ごとのサービス
甲が指定した場所で、指定した日時、話し合った内容のコンサルティング・保守サービスを行う。最少単位を「１日間」として必要日数で設定する。１日間とは、原則として AM10:00～12:00＋PM13:00～15:00＋PM15:30～17:30 とする。但し移動時間を含まない。話し合いのうえ時間帯を変更することも可能とする。特に、急な海外からの来客対応、立会い試験などに有効である。

c）プロジェクト単位ごとのサービス
甲と乙は話し合いのうえで、業務支援サービス期間、支援対価（金額）、担当する者の人選を行い決定する。

d）年間特別会員としてのサービス(各種省エネ機器・粉体機器・ナノテク機器海外販売支援)
甲が年間特別会員として登録した場合、乙の選任する担当者が米国シカゴをベースにマーケティング・保守サービスを行う。乙は、甲が優秀なセールスマン・保守要員を雇うのと同等、もしくはそれ以上の効果を提供する。きめ細かく長いスパンでの対応に努める。甲乙で話し合った内容のマーケティング・保守サービスを行うが、原則以下の業務を含む。

| | ＜マーケティングプラン＞ | ＜保守プラン＞ |
|---|---|---|
| ①海外メールニュース配信、ホームページ更新 | アラカルト | アラカルト |
| (1) 英語ページ作成維持（＋）、メールニュース配信（毎月） | | |
| (2) 英文カタログ（pdf）ダウンロードサービス | | |
| (3) 甲のサイト（英文）へのリンク | | |
| (4) 甲のロゴ表示 | | |
| ②海外顧客とのコミュニケーション支援 | アラカルト | アラカルト |
| （特に米国での営業面のフォローアップ） | | |
| ③サーチエンジン・専門雑誌等への登録・広告 | アラカルト | アラカルト |
| ④海外顧客への部品・消耗品直販サイト利用（＊） | 含む | 含む |
| ⑤海外展示会参加支援（甲の出展を乙が支援） | アラカルト | アラカルト |
| ⑥文献出稿支援（5 万円－10 万円/回） | アラカルト | アラカルト |
| ⑦機械の保管・テストサービス（$300/月・機械（＊＊）） | アラカルト | アラカルト |
| ⑧販売機械の保守サービス | アラカルト | 含む |

（＊部品販売管理ソフトの使用開始時に、商品データ登録料を申し受けます。）
（＊＊使用貸借契約を別にアメリカの会社 AAAmachine, Inc.と締結いただきます。）

（＋）英語ホームページ作成、ＰＰＣ広告の運用は、アメリカのマーケティング専門会社の中から、重複度合い、納期を勘案し、１社に決めて委託します。

●簡易ウェッブページ製作に含まれるのは以下のサービスです。($3,225 から)
コンサルティング 6 時間、5 ページ + 1 フォームのサイトをセミカスタムデザイン（ベースサービス）
●PPC サービス(1 年契約)
初期費用 $800
管理費用 $300/mon
広告費用 $300～$600/mon（※広告費用は、クライアントにご決定頂くもので、あくまでも目安です。）
＜トリプルエーマシンの役割＞①クライアントと調整しながら、米国マーケティング会社に対して指示を行い、②メールニュースの継続発信（月１回）し、③2 カ月に一度米国シカゴ、もしくは日本（原則東京）で、打ち合わせを行い、④米国での現地対応、テスト対応、技術営業窓口対応を行います。
＜米国マーケティング会社の役割＞①簡易ウェッブページの製作、②ＰＰＣ広告の計画運用を行います。

３）マーケティング・保守サービスの期間
期間については、甲、乙話し合いの上で決定する。

ａ）平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日のマーケティング・保守サービスの終了まで。但し、活動の進捗によって増減かあり得る。また、年間特別会員は、契約終了の１か月前に甲、乙のどちらかにより終了の意思が示されない限り、1 年間自動更新するものとする。自

動更新後は、1ヶ月前に相手に申し入れることで、希望月末に契約を終了することができる。

第２条　（マーケティング・保守サービスの対価）
指導料、移動料、交通費、日当・食事代、宿泊費および資料・コピー・テキスト代、代行料、代理料に分類する。機械・部品販売、メンテナンスを代理と考え、その他は代行とする。

第３条　（支払い）
マーケティング・保守サービスの対価に対する支払いは、次のように行う。
１　対価は、指導終了後、乙からの請求により、甲が現金で請求より一週間以内に指定銀行への振込みを行うものとする。年間特別会員は毎月末に振込みを行うものとする。
２　指定銀行：
銀行名・・・・・三菱東京ＵＦＪ銀行　田無支店（Ｎｏ．１６８）
口座番号・・・・普通口座ＮＯ．＊＊＊＊＊＊＊＊
口座名義・・・・トリプルエーマシン株式会社　代表取締役　石戸克典
住所・・・・・・東京都西東京市芝久保町３－１－３３
代表取締役・・・石戸　克典
ＴＥＬ・・・・・０８０－３５０２－９２７４
ＦＡＸ・・・・・０３－４４９６－４６１７

第４条　（マーケティング・保守サービス中の労働災害の取り扱い）
１．期間中の労働災害の未然防止については、甲の責任と負担において処理する。
２．乙は甲の安全規定および安全指示に従い、期間中の労働災害の未然防止に努める。
３．期間中、甲の責任に基づき発生したと認められる乙の労働災害については、甲の責任において処理する。但し、乙の責任において発生したと認められる場合の労働災害に関しては、乙の負担とする。

第５条　（守秘義務）
１．情報の開示
甲は乙に対し、また乙は甲に対して、本契約の履行に必要な情報を提供する。
２．守秘義務
１）甲の提供する情報を、甲、乙以外の第三者に、乙は漏らさないことを誓約する。
但し、公知の事実、甲と無関係の第三者から乙が知り得た情報、および、秘密情報であっても甲が許可した情報は甲乙が合意した許可条件下において、この限りではない。
２）乙は、甲から提供・開示された情報を本契約の履行の目的以外には利用してはならない。
３）乙は、甲の指定した守秘義務のある情報を、甲の承諾を得た場合を除き、複写または複製しないものとする。

３．返却・廃棄
本契約が、解約、満了またはその他の理由により終了した場合、または甲の要求のあった場合には、その理由の如何を問わず、甲が所有権を有する資料の一切を乙は甲に返却する。

４．守秘義務の有効期間
本条２項から３項の守秘義務に関しては、本契約の終了後も存続するものとする。

５．守秘義務の徹底
乙は乙の業務担当者、関係職員に対して、本条２項から４項の守秘義務に関して内容の周知の徹底を行うものとする。

第６条　（有効期間）
１．基本契約の有効期間は、第１条第４項による。

第７条　（協議事項）
１．本契約に定めていない事項および本契約の各事項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議を行い、解決を図るものとする。
２．甲、乙の事情により担当マーケティング・保守エージェントの変更が必要な場合は、諸条件の変更を含めて甲乙誠意を持って対処する。

＜バイリンガルマーケティング・保守サービス－日本語／英語＞

| | グローバルコンサルティング料 | | グローバルマーケティング・保守料 | |
|---|---|---|---|---|
| | 時間/1 日単位 | プロジェクト単位 | 年間特別会員（マーケティングプラン） | 年間特別会員（マーケティング＆保守プラン） |
| コンサル料金、会員費 | 3 万円/12 万円 | 協議の上 | 無料／月・機械種類 | 無料／月・機械種類 |
| （単位） | （１時間/１日間） | （１ Project） | （年間契約） | （年間契約） |
| ホームページ製作更新、メールニュース毎月配信（英語） | 3 万円／初回＋時間単位（初期費用(+)はお見積り、$3,225～） | 3 万円／初回＋6 万円／月（初期費用(+)はお見積り、$3,225～） | 1 万円／月（初期費用(+)はお見積り、$3,225～） | 1 万円／月（初期費用(+)はお見積り、$3,225～） |
| Pdf カタログダウンロード | 無料 | 無料 | 5 千円／月・機械 | 5 千円／月・機械 |
| 甲サイトへのリンク | 無料 | 無料 | 5 千円／月 | 5 千円／月 |
| 甲のロゴ表示 | 無料 | 無料 | 5 千円／月 | 5 千円／月 |
| 北米フォローアップ | コンサルベース | コンサルベース | 2 万 5 千円／月 | 2 万 5 千円／月 |
| 北米保守(1) | コンサルベース | コンサルベース | コンサルベース | 10 万円／月 |
| 検索連動型広告 | 実費 | 実費 | 含む | 含む |
| 専門雑誌への広告 | 実費 | 実費 | 実費 | 実費 |
| **i-BES ショッピングモール**（部品・消耗品海外直販サイト）へ出店 | 初期設定料 10 万円（商品点数によりご相談）<br>出店料：2 万円～5 万円/月（年間特別会員・保守プランは無料、Ｍプランのみは 2 万円引き）<br>システム利用料：2～3.5%<br>クレジットカード手数料：2～5%<br>契約期間：1 年（出店料無料お試し期間 3 カ月） | | | |
| 移動時間が片道２時間以上５時間未満の場合の移動料(2) | 1 万 5 千円／片道 | 1 万 5 千円／片道 | 1 万 5 千円／片道（口銭営業の場合なし） | 原則無料 |
| 移動時間が片道５時間以上の場合の移動料 | 3 万円／片道 | 3 万円／片道 | 3 万円／片道（口銭営業の場合なし） | 原則無料 |
| 交通費 | 実費 | 実費 | 実費（口銭営業の場合なし） | 原則無料 |
| 日当・食事代 | 5 千円／日 | 5 千円／日 | 5 千円／日（口銭営業の場合なし） | 原則無料 |
| 宿泊費（宿泊が必要な場合） | 1 万 5 千円／日 | 1 万 5 千円／日 | 1 万 5 千円／日(口銭営業の場合なし） | 原則無料 |
| 資料/COPY/テキスト | 実費 | 実費 | 実費 | 実費 |
| 代行料(3) | 手数料１０% | 手数料１０% | 手数料１０% | 手数料１０% |
| 販売代理料-口銭式(4)（　）債権回収式手数料 | 協議の上（協議の上） | 協議の上（協議の上） | 手数料８，６，５%（１０，８，７%） | 手数料８，６，５%（１０，８，７%） |

＊　１日間とは、原則として AM10:00～12:00＋PM13:00～15:00＋PM15:30～17:30 とし、移動時間は含まれない。
＊　米国でのサービスは、原則として AM9:00～12:00＋PM13:00～15:00＋PM15:30～17:30（米国シカゴ CST 時刻）とする。
(1) 保守は機械ユーザーの求めに応じ、メーカーの指示に基づき保守サービスをシカゴベースで客先で行う。通常 1 週間以内に対応。
(2) 移動料は、その日、コンサルティング料が 1 日分（4 時間）支払いがあった日には適用されない。
(3) 対客先への販売は代理料を適用し、販売価格(運賃除く)の%とし、代行は主にマーケティングを行うための代行経費支出をさす。
(4) 口銭式は客先からの最初の支払いの後に口銭を甲が乙に振込むとし、債権回収式は乙が客先に請求し債権回収を行い、回収後手数料を引いて、甲に振り込む。機械の受注の際、販売代理口銭は、機器販売価格（運賃除く）1500 万円まで８%、1500 万円から 3000 万円まで６%、それ以上が５%と計算する。債権回収を乙が行った場合は、機器販売価格（運賃除く）1500 万円まで１０%、1500 万円から 3000 万円まで８%、それ以上が７%と計算する。

本契約締結の証として、本契約書を２通作成し、甲乙署名の上、それぞれ一通を保管する。

平成２４年　４月　１ 日

甲：

ＴＥＬ：　　－　　－
ＦＡＸ：　　－　　－

社印

平成２４年　４月　１日

乙：トリプルエーマシン株式会社
188-0014 東京都西東京市芝久保町３－１－３３
ＴＥＬ：０８０－３５０２－９２７４
ＦＡＸ：０３－４４９６－４６１７

営業部長：　石戸　克典

社印

以下余白